

新潟県条例第18号

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(拠出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>零</u> とする。	(拠出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>1,000分の0.38</u> とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。